

## 国民健康保険における高額療養費の申請に係る被保険者の負担軽減（概要） —行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん—

総務省行政評価局は、次の行政相談を受け、行政苦情救済推進会議（座長：大森彌 東京大学名誉教授）に諮り、同会議からの「被保険者等から郵送による限度額適用・標準負担額減額認定証の交付申請の希望があった場合に郵送による申請を認める取扱いは、国民健康保険の被保険者の利便の向上につながる。」等の意見を踏まえて、平成 25 年 8 月 6 日、厚生労働省にあっせんしました。

### （行政相談の要旨）

私は国民健康保険に加入している低所得者であり、医療費の窓口負担額が一定額(高額療養費の自己負担上限額)で済むようにするために必要な限度額適用・標準負担額減額認定証の交付申請のため、毎年役場に出向いている。

しかし、私は、高齢で身寄りもなく、また、入院しているため、役場へ出向くのが大きな負担となっており、手続の改善を図ってほしい。

(注) 本件は、平成 24 年 4 月に静岡行政評価事務所が受け付けた行政相談事案である。

#### ○ 高額療養費の現物給付

- ・ 国民健康保険の保険者である市区町村(以下「市町村国保」という。)は、被保険者が医療機関等の窓口を支払った費用が自己負担上限額を超える場合には、超えた分の費用を高額療養費として被保険者に支給している(国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 57 条の 2)。
- ・ ただし、高額療養費を受給するためには、通常 3～4 か月程度の期間を要するため、窓口における支払いが自己負担上限額までとする仕組み(高額療養費の現物給付)が設けられている。

#### ○ 限度額適用・標準負担額減額認定証

- ・ 本件申出人のように 70 歳以上 75 歳未満の低所得者が高額療養費の現物給付を利用するためには、被保険者証及び高齢受給者証(注)のほか、限度額適用・標準負担額減額認定証を医療機関等の窓口提示しなければならない(国民健康保険法施行令(昭和 33 年政令第 362 号)第 29 条の 4 第 1 項)。

(注) 70 歳以上 75 歳未満の被保険者の医療機関等の窓口負担の割合を示す書類

- ・ 限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けるためには、市町村国保に申請しなければならないが、具体的な申請方法については、法令等において規定されておらず、各市町村国保の判断により窓口や郵送等による申請が認められている。

#### ○ 抽出 16 市町村国保における申請対応状況

- ・ 抽出した 16 市町村国保について、いずれにおいても郵送による申請が認められているが、10 市町村国保(62.5%)は、郵送による申請を市町村国保の窓口に出頭することが困難である場合に限定していた。

### （あっせん要旨）

厚生労働省は、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 市町村国保において可能と判断する場合には、行政サービスの一環として、被保険者等から郵送による限度額適用・標準負担額減額認定証の交付申請の希望があった際には、本人に身寄りがなく、病気等により市町村国保の窓口に出頭することが困難である場合に限らず、郵送による申請を認めるよう市町村国保に対して必要な助言を行うこと。
- ② 市町村国保が①に係る措置を講ずる際には、その旨を被保険者等に周知するよう市町村国保に対して必要な助言を行うこと。

### （あっせんの効果）

このあっせんに基づく改善措置が講じられた場合、高額療養費の申請に出頭することなく、郵送で申請することができる。

## 国民健康保険における限度額適用・標準負担額減額認定証の郵送による交付申請

郵送による限度額適用・標準負担額減額認定証の交付申請の可否について、当局が16市町村国保を抽出して確認したところ、表-1のとおり、

- ① いずれの市町村国保においても郵送による交付申請が認められている。しかし、10市町村国保(62.5%)では、郵送による交付申請は、本人に身寄りがなく、かつ、病気等により市町村国保の窓口に出頭することが困難な場合に限定している、
  - ② ホームページ又は広報誌において、郵送による交付申請が可能である旨を周知しているのは、3市町村国保(18.8%)となっている
- 状況が見られた。

当局が確認したところ、郵送による限度額適用・標準負担額減額認定証の交付申請を身寄りが無い等の者に限定せずに認めている6市町村国保は、本制度では出頭主義とされていないこともあり被保険者の利便性を考慮して限定していないと説明している。一方で、申請者を身寄りが無い者などに限定している10市町村国保の中には、その理由として郵送による交付申請の場合、補正が困難になると説明しているものがあった。

表-1 限度額適用・標準負担額減額認定証の郵送による交付申請等状況

市区町村区分		郵送による交付申請・交付の可否	郵送による交付申請は、限定されているか否か(限定なし「○」、限定あり「×」)	郵送による交付申請が可能である旨の周知等	
				ホームページにおける周知	広報誌における周知
中核市	A	○	○	×	×
中核市	B	○	○	×	×
特例市	C	○	○	○	○
特例市	D	○	○	×	×
一般市	E	○	○	○	×
特別区	F	○	○	○	○
政令市	G	○	×	×	×
政令市	H	○	×	×	×
政令市	I	○	×	×	×
政令市	J	○	×	×	×
政令市	K	○	×	×	×
中核市	L	○	×	×	×
中核市	M	○	×	×	×
特例市	N	○	×	×	×
特例市	O	○	×	×	×
特別区	P	○	×	×	×
-	計	16	○ : 6 (37.5%) × : 10 (62.5%)	○ : 3 (18.8%) × : 13 (81.2%)	○ : 2 (12.5%) × : 14 (87.5%)

(注) 本表は、市町村国保のホームページの確認結果及び市町村国保に対する電話照会の結果に基づき、当局が作成した。

## 高額療養費の自己負担上限額

高額療養費の自己負担上限額は、国民健康保険法施行令第 29 条の 3 の規定に基づき、被保険者の年齢及び所得に応じ、一般的に、表-2 及び表-3 のとおりとなっている。

表-2 被保険者が 70 歳未満の場合の自己負担上限額

所得区分	自己負担上限額（1 月当たり）
上位所得者	150,000 円 + (医療費 - 500,000 円) × 1%
一般	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1%
低所得者(住民税非課税世帯の者)	35,400 円

(注) 1 本表は、厚生労働省の資料に基づき当局が作成した。  
 2 「上位所得者」とは、国民健康保険料(税)の算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額が 600 万円を越える者である。

表-3 被保険者が 70 歳以上 75 歳未満の場合の自己負担上限額

所得区分		自己負担上限額（1 月当たり）	
		外来(個人ごと)	
現役並み所得者 (課税所得 145 万円以上など)		44,400 円	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1%
一般		12,000 円	44,400 円
低所得者(住民税非課税世帯の者)	Ⅱ (Ⅰ以外の者)	8,000 円	24,600 円
	Ⅰ		15,000 円

(注) 1 本表は、厚生労働省の資料に基づき当局が作成した。  
 2 「低所得者Ⅰ」とは、同一世帯の世帯主及び国民健康保険被保険者が住民税非課税で、その世帯の所得から必要経費・控除額（公的年金については控除額 80 万円）を差し引いた額が 0 円となる者である。  
 3 外来は、個人ごとに医療機関に支払った自己負担額のうち、外来に要した費用が自己負担上限額を超えた場合、自己負担上限額を超えた額が高額療養費として支給される。

## 高額療養費の現物給付

低所得者（住民税非課税）が、高額療養費の現物給付を受けるために必要な書類は、表-4 のとおり、その年齢により異なっており、本件申出人(70 歳以上 75 歳未満の低所得者)の場合は、①被保険者証、②高齢受給者証、③限度額適用・標準負担額減額認定証が必要とされている。

表-4 高額療養費の現物給付を利用するために必要な書類

所得 年齢	低所得(住民税非課税世帯)	一般	上位(現役並み)所得
	70 歳未満	① 被保険者証 ② 限度額適用・標準負担額減額認定証	① 被保険者証 ② 限度額適用認定証
70 歳以上 ～ 75 歳未満	① 被保険者証 ② 高齢受給者証 ③ 限度額適用・標準負担額減額認定証	① 被保険者証 ② 高齢受給者証	一般と同じ

(注) 本表は、厚生労働省の資料に基づき当局が作成した。

《参考》

〔行政苦情救済推進会議〕

総務省に申出のあった行政相談事案の処理に民間有識者の意見を反映させるための総務大臣の懇談会（昭和62年12月発足）。

メンバーは、次のとおり（平成25年8月6日現在）。

（座長）	大森 彌	東京大学名誉教授
	秋山 收	元内閣法制局長官
	加賀美幸子	千葉市女性センター名誉館長
	加藤 陸美	元環境事務次官
	小早川光郎	成蹊大学法科大学院教授
	松尾 邦弘	弁護士、元検事総長